

令和6年第2回安芸市農業委員会定例会議事録

1. 開催日時 令和6年2月27日（火）午後1時30分から2時39分

2. 開催場所 安芸市役所 二階 会議室

3. 出席農業委員（11人）

会長	1 番	内川 昭二
会長職務代理者	2 番	大久保暢夫
会長職務代理者	3 番	樋口 なぎさ
	4 番	西岡 秀輝
	5 番	川島 一義
	6 番	栗山 浩和
	7 番	野村 勉
	8 番	有澤 節子
	10番	公文 啓子
	12番	小松 昭則
	13番	小松 豊喜

4. 欠席農業委員（3人）

9 番	福本 隆憲
11番	千光士伊勢男
14番	小松 昌平

5. 出席農地利用最適化推進委員（6人）

伊尾木	黒岩	榮之
土居	入交	大輔
井ノ口	西岡	大作
畑山	小松	光正
穴内	長野	榮徳
赤野	小松	幸宏

6. 傍聴者 なし

7. 議事日程

報告第1号	農地法第3条の3届出について
議案第2号	農地法第3条許可申請について
議案第3号	農地法第5条第1項許可申請について
報告第4号	農地法第18条第6項解約通知報告について

議案第 5 号 農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画
決定について
報告第 6 号 農用地利用集積等促進計画の公告について
(機構・受け手間契約)
議案第 7 号 農地法第 3 条第 1 項目的の買受適格証明願に
ついて
議案第 8 号 非農地証明願について
その他

8. 農業委員会事務局職員

事務局長	三宮 一仁
事務局次長兼振興係長	北村 博昭
事務局農地係長	弘井 恭介

9. 会議の概要

議 長

これより、本日の会議を開きます。

議事に入る前に事務局が諸般の報告をいたします。

事務局長

本日の出欠状況を報告します。

定数14人、欠席3人、出席数11人であります。

欠席委員の9番福本委員、11番千光士委員、14番小松昌平委員から、所用のため欠席の届出がっております。

次に、事務の概要報告をいたします。

1月31日に「地域計画の策定に向けた先進的な地域とのウェブ意見交換会」が高知県安芸総合庁舎開催され、北村次長が出席しました。

また、2月8日に「第3回地域計画の策定に向けた広域連絡会議」が田野町で開催され、北村次長が出席しました。

また、2月16日に「第33回農業委員会活動交流集会」が高知市開催され、弘井係長が出席しました。

最後に、2月26日に「安芸市担い手支援協議会」が開催され、北村次長が出席しました。

以上で、事務の概要報告を終わります。

議 長

本定例会の日程は、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

異議なしと認めます。よって本定例会の日程は本日1日と決定いたします。

会議規則第21条第2項の規定により、議事録署名委

員に西岡秀輝委員及び川島一義委員を指名いたします。

それでは、「報告第1号、農地法第3条の3届出について」事務局が説明をいたします。

事務局（北村）

議案書は、1ページをお開きください。

「報告第1号、農地法第3条の3届出について」です。

今回は、12件の届出が出ています。

届出番号1番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり川北の1筆で、面積は全部で14㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

次に、届出番号2番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり伊尾木、奈比賀の20筆で、面積は8,621.73㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

次に、届出番号3番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり黒鳥、土居、井ノ口の18筆で、面積は全部で4,955.86㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

次に、届出番号4番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり井ノ口の28筆で、面積は13,967.94㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

次に、届出番号5番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり井ノ口の2筆で、面積は全部で242㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

次に、届出番号6番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり黒鳥の2筆で、面積は1,396㎡で

す。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望が「有り」で届け出がありましたので、地元の農業委員にお知らせしています。

次に、届出番号 7 番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり井ノ口の 3 筆で、面積は全部で 2,237㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

次に、届出番号 8 番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり井ノ口の 15 筆で、面積は全部で 4,644㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

次に、届出番号 9 番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり僧津、井ノ口の 3 筆で、面積は全部で 1,230㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

次に、届出番号 10 番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり井ノ口の 5 筆で、面積は全部で 458㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

次に、届出番号 11 番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり井ノ口の 6 筆で、面積は 1,765㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

最後に、届出番号 12 番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり井ノ口の 1 筆で、面積は全部で 162㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望

はございません。

説明は、以上です。

議 長

ただいまの「報告第1号について」、質問、意見等がございましたらお願いいたします。

(質問、意見等なし)

議 長

質問、意見等がないようでしたら、これは報告案件ですので、了解いただきたいと思います。

続きまして、「議案第2号、農地法第3条許可申請について」を議題とし、事務局が説明をいたします。

事務局（北村）

「議案第2号、農地法第3条許可申請について」説明いたします。

議案書は10ページです。

申請番号1番です。

譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり井ノ口の1筆で、登記地目は田で、面積は492㎡です。

売買による所有権移転の申請で、ユズの作付を予定しております。

所在地につきましては、12ページに地図がございます。

童謡の里公園の北にある農地です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

次に、農地法第3条第2項各号の判断につきましては、A3の農地法第3条調査書で説明します。

まず、全部効率利用要件につきましては、譲受人は水稻、野菜等を栽培しています。今回の申請地では、ユズを作付けする予定がされております。

農作業に従事する家族等の状況及び農機具の保有状況等からみて、耕作すべき農地すべてを効率的に利用するものと見込まれます。

なお、今回の申請地については、写真を見てもらって分かると思いますが、現況が遊休農地でありますので、遊休農地復旧・解消計画を提出していただきました。その計画どおり作業を行い、遊休農地が解消され、来年の秋に耕作可能となる予定です。

次に、農地所有適格法人要件につきましては、譲受人は個人ですので、適用ありません。

次に、信託引受除外要件につきましては、信託ではありませんので、適用ありません。

次に、農作業常時従事要件につきましては、譲受人は、水稻、野菜等を栽培し、農業を営んでおりまして、農業に従事する予定者、年間300日が1名おります。このため、農作業を行う必要がある年間150日以上の要件を満たすと見込まれます。

次に、転貸禁止につきましては、所有権移転・売買でありますので該当しません。

次に、地域との調和要件につきましては、申請地にはユズを栽培する予定がされており、地域の防除基準にあった栽培管理を行うため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

これらのことから、この申請につきましては農地法第3条第2項の各号には該当しないため、「許可要件のすべてを満たしている」と考えます。

なお、現地につきましては、2月13日に大久保暢夫委員、小松昌平委員、西岡大作委員に確認していただきました。

次に、申請番号2番です。

譲渡人、譲受人は、記載のとおりで、申請地も記載のとおり栃ノ木の2筆で、登記地目は田で、面積は1,906㎡です。

売買による所有権移転の申請で、ユズを作付しております。

所在地につきましては、12ページに地図がございます。

栃ノ木・東地集落の北東にある農地です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

次に、農地法第3条第2項各号の判断につきましては、A3の農地法第3条調査書で説明します。

まず、全部効率利用要件につきましては、譲受人は、ユズを栽培しています。今回の申請地には、ユズを作付しており、農作業に従事する家族等の状況及び農機具の保有状況等からみて、耕作すべき農地すべてを効率的に利用するものと見込まれます。

次に、農地所有適格法人要件につきましては、譲受人は個人ですので、適用ありません。

次に、信託引受除外要件につきましては、信託ではありませんので適用ありません。

次に、農作業常時従事要件につきましては、譲受人はユズを栽培し、農業を営んでおりまして、農業に従事する予定者、年間310日が1名おります。このため、農作業を行う

必要がある年間150日以上の要件を満たすと見込まれます。

次に、転貸禁止につきましては、所有権移転・売買でありますので該当しません。

次に、地域との調和要件につきましては、申請地にはユズを栽培しており、地域の防除基準にあった栽培管理を行うため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

これらのことから、この申請につきましては農地法第3条第2項の各号には該当しないため、「許可要件のすべてを満たしている」と考えます。

なお、現地につきましては、2月14日に小松豊喜委員、小松光正委員に確認していただきました。

申請番号3番です。

譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり川北の7筆で、登記地目は田と畑で、面積は1,256㎡です。

贈与による所有権移転の申請で、野菜の作付を予定しています。

所在地につきましては、13ページに地図がございます。

創価学会の東にある農地です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

(発言する者あり)

すみません。創価学会の西側です。

写真が小さくて申し訳ありません。

次に、農地法第3条第2項各号の判断につきましては、A3の農地法第3条調査書で説明します。

まず、全部効率利用要件につきましては、譲受人はナスを栽培しています。今回の申請地は、野菜の作付けを予定しています。

農作業に従事する家族等の状況及び農機具の保有状況等からみて、耕作すべき農地すべてを効率的に利用するものと見込まれます。

なお、今回の申請地については、写真を見てもらって分かると思いますが、現況が遊休農地でありますので、遊休農地復旧・解消計画を提出していただきました。その計画どおり作業を行い、遊休農地が解消され、来年の秋以降に耕作可能となる予定です。

次に、農地所有適格法人要件につきましては、譲受人は個

人ですので、適用ありません。

次に、信託引受除外要件につきましては、信託ではありませんので、適用ありません。

次に、農作業常時従事要件につきましては、譲受人は、ナスを栽培し、農業を営んでおりまして、農業に従事する予定者、年間330日が1名おります。このため、農作業を行う必要がある年間150日以上要件を満たすと見込まれます。

次に、転貸禁止につきましては、所有権移転・贈与でありますので該当しません。

次に、地域との調和要件につきましては、申請地には野菜の作付を予定しており、地域の防除基準にあった栽培管理を行うため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

これらのことから、この申請につきましては農地法第3条第2項の各号には該当しないため、「許可要件のすべてを満たしている」と考えます。

なお、現地につきましては、2月13日に西岡秀輝委員、中平秀一委員に確認していただきました。

最後に、申請番号4番です。

譲渡人、譲受人は、記載のとおりで、申請地も記載のとおり川北の2筆で、登記地目は田で、面積は1,662㎡です。

贈与による所有権移転の申請で、水稻の作付を予定しております。

所在地につきましては、14ページに地図がございます。

江川集落の西と南にある農地です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

次に、農地法第3条第2項各号の判断につきましては、A3の農地法第3条調査書で説明します。

まず、全部効率利用要件につきましては、譲受人は、ナス、水稻等を栽培しています。今回の申請地には、水稻の作付を予定しており、農作業に従事する家族等の状況及び農機具の保有状況等からみて、耕作すべき農地すべてを効率的に利用するものと見込まれます。

次に、農地所有適格法人要件につきましては、譲受人は個人ですので、適用ありません。

次に、信託引受除外要件につきましては、信託ではありませんので適用ありません。

次に、農作業常時従事要件につきましては、譲受人はナ

ス、水稻等を栽培し、農業を営んでおりまして、農業に従事する予定者、年間300日が2名、年間260日が1名おります。このため、農作業を行う必要がある年間150日以上要件を満たすと見込まれます。

次に、転貸禁止につきましては、所有権移転・贈与でありますので該当しません。

次に、地域との調和要件につきましては、申請地には水稻を栽培する予定をしており、地域の防除基準にあった栽培管理を行うため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

これらのことから、この申請につきましては農地法第3条第2項の各号には該当しないため、「許可要件のすべてを満たしている」と考えます。

なお、現地につきましては、2月13日に西岡秀輝委員、中平秀一委員に確認していただきました。

説明は、以上です。

議 長

現地確認委員の報告は、申請番号1番は大久保暢夫委員、申請番号2番は小松豊喜委員、申請番号3番及び4番は西岡秀輝委員、お願いします。

2番大久保委員

1番です。13日に現地を確認してきました。先ほどの説明のとおりです。

13番小松豊喜委員

2番です。14日に現地を確認してきました。先ほどの説明のとおりです。

4番西岡秀輝委員

3番と4番です。現地を確認してきました。先ほどの説明のとおりです。

議 長

それでは、審議をお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長

別にないようですので、採決をいたします。

「議案第2号、農地法第3条許可申請について」は原案どおり認め、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長

全員賛成です。

よって、「議案第2号、農地法第3条許可申請について」は原案どおり認め、許可することに決定しました。

続きまして、「議案第3号、農地法第5条第1項許可申請について」を議題とし、事務局が説明をいたしま

す。

事務局（弘井） 「議案第3号の5条申請について」説明いたします。

今回は、1件の申請が提出されております。

議案書は、15ページをご覧ください。

申請番号1番。

譲渡人、譲受人、申請地は議案書に記載のとおりで、地目は田と畑、面積は141㎡で、転用目的は個人住宅内の駐車場部分の整備です。

場所は、16ページに地図を掲載しています。

併せて、現地の写真もお配りしますので、ご確認ください。

場所は、川北・江川地区、堂ノ尾集落にある農地です。

現地確認は、2月13日に西岡秀輝委員、中平秀一委員にいただきました。

次に、別紙のA3サイズの農地法第5条調査書をご覧ください。

1の立地基準、農地性の判断ですが、該当区分は第3種農地にあたると判断しています。理由は、街区の面積に占める宅地の割合が40%を超えている区域内にある農地であるためです。

続きまして、2の一般基準についてご説明いたします。

検討事項①の理由についてですが、譲受人は、夫婦と子どもで安芸市内の社宅に住んでおりますが、手狭になってきたため、戸建て住宅に住みたいと考えていました。市街地は津波の浸水が予想されているため、津波の被害から安全な場所で住宅を探しましたが、予算内で収まる物件が見つからなかったため、やむを得ず当該申請地及び一体利用地を選定したもので、他に適した用地がないことから当該申請地を申請することはやむを得ないと認められます。

資力や信用につきましては、融資証明関係書類を確認し、問題はないと判断いたしました。

遅滞なく転用が行われるかにつきましては、現地調査、申請書類確認の結果、転用は確実に行的されると判断いたしました。

計画面積の妥当性につきましては、土地利用計画図が提出されており、個人住宅内の駐車場用地として転用面積が妥当であると判断いたしました。

次に、周辺農地への支障についてですが、当該申請地の北側は譲渡人所有の農地、南側は市道を挟んで同意のある

農地、東側は市道を挟んで宅地及び山林、西側は宅地です。生活雑排水は浄化槽で処理後、東側市道側溝に。雨水は自然浸透及び東側市道側溝へ排水する計画です。また、江川土地改良区より異議がない旨の意見書が提出されています。これらのことから、転用事業の実施による周辺農地への影響はないと判断します。

特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業の施行地ではありません。

申請地は、都市計画区域外で、農業振興地域内ですが農用地区域外となっています。

総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、「転用計画は許可相当である」と判断いたします。

説明は、以上です。

議 長
4 番西岡秀輝委員
議 長

現地確認委員の報告を西岡秀輝委員、お願いします。

現地を確認してきました。先ほどの説明のとおりです。

それでは、審議をお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長

別にないようですので、採決いたします。

「議案第 3 号、農地法第 5 条第 1 項許可申請について」は、原案どおり認め、進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長

全員賛成です。

よって、「議案第 3 号、農地法第 5 条第 1 項許可申請について」は原案どおり認め、進達することに決定いたしました。

続きまして、「報告第 4 号、農地法第 18 条第 6 項解約通知報告について」を議題とし、事務局が説明をいたします

事 務 局 (北村)

「報告第 4 号、農地法第 18 条第 6 項解約通知報告について」説明いたします。

議案書は 17 ページです。

届出番号 1 番です。

賃貸人、賃借人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおりで土居の 1 筆です。地目は田で、面積は 866㎡です。

当初は、令和 2 年 10 月 1 日から 5 年間の賃借権が設定されていましたが、双方の合意により解約の通知が提出されたものです。

続きまして、届出番号2番です。

賃貸人、賃借人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおりで土居の1筆です。地目は田で、面積は1,371㎡です。

当初は、令和2年1月20日から5年間の賃借権が設定されていましたが、双方の合意により解約の通知が提出されたものです。

説明は、以上です。

議 長

ただいまの「報告第4号について」、質問、意見等がございましたらお願いいたします。

(質問、意見等 なし)

議 長

質問、意見等が無いようでしたら、これは、報告案件ですので、了解いただきたいと思います。

続きまして、「議案第5号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定について」を議題とし、事務局が説明いたします。

事務局(北村)

それでは、「議案5号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定について」説明いたします。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の経過措置を適用して、従来の農用地利用集積計画を定めようとするものです。

議案書は18ページからになります。

申請番号1番です。

貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり赤野の農地1筆で、地目は田で、面積は638㎡です。

ナスを栽培する予定をしており、貸借期間は10年間で、賃借料は、10アール当たり米7俵代の条件で新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、20ページに地図がございます。

旧レストラン矢流の北東方向にある農地です。

経過措置として適用される改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の判断につきましては、別紙のA3の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号2番です。

貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり井ノ口の農地2筆で、地目は田で、面積は全部で3,337㎡です。

ナスを栽培する予定をしており、貸借期間は5年間で、

賃借料は、10アール当たり米6俵代の条件で、再設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、20ページに地図がございます。

横井建設の東方向にある農地です。

経過措置として適用される改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の判断につきましては、別紙のA3の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

最後に、申請番号3番です。

貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり土居の農地1筆で、地目は田で、面積は1,371㎡です。

水稻を栽培する予定をしており、貸借期間は3年間で、賃借料は無償の条件で、新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、21ページに地図がございます。

J A安芸集出荷場の北東にある農地です。

経過措置として適用される改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の判断につきましては、別紙のA3の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

なお、現地につきましては、申請番号1番は、栗山浩和委員、小松幸宏委員に、申請番号2番は、大久保暢夫委員、小松昌平委員、西岡大作委員に、申請番号3番は、福本隆憲委員、入交大輔委員に、確認いただきました。

説明は、以上です。

議長

現地確認委員の報告は、申請番号1番は小松幸宏委員、申請番号2番は大久保暢夫委員、申請番号3番は入交大輔委員、お願いします。

訂正します。申請番号2番は、西岡大作委員、お願いします。

小松幸宏推進委員

1番ですが、事務局の説明を受けながら、栗山委員と確認してきました。内容は、先ほど事務局が説明したとおりです。

西岡大作推進委員

申請番号2番です。13日に現地を確認してきました。先ほどの説明のとおりです。

入交推進委員

申請番号3番です。15日に現地確認してきました。先ほどの説明のとおりです。

議長

それでは審議をお願いします。

(質問、意見等 なし)

議長

別にないので、採決いたします。

「議案 5 号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定について」は、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

全員賛成です。

よって、「議案 5 号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定について」は、原案どおり決定いたしました。

続きまして、「報告第 6 号、農用地利用集積等促進計画の公告について（機構・受け手間契約）」を議題とし、事務局が説明いたします。

事務局（北村）

「報告第 6 号、農用地利用集積等促進計画の公告について（機構・受け手間契約）」を説明いたします。

申請番号 1 番です。

農地中間管理機構の高知県農業公社が賃貸借している農地について、転借人が法人化したため、令和 5 年第 12 回定例会で一度合意解約をし、新たに設立した法人に転貸する計画を作成することを、高知県農業公社に要請しました。

それを受けて、高知県農業公社が転貸に関する計画を策定し、高知県知事に認可申請し、高知県知事が認可し、公告したこと旨の通知がありましたので、報告するものです。

転借法人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり川北の農地 1 筆で、地目は田で、面積は 4,222㎡です。

施設野菜を作付する予定で、貸借期間は約 13 年間で、賃借料は 10 アール当たり 7 万円の条件で新規設定する計画です。

説明は、以上です。

議長

ただいまの「報告第 6 号について」、質問、意見等がございましたらお願いいたします。

(質問、意見等なし)

議長

質問、意見等がないようでしたら、これは報告案件ですので、了解いただきたいと思います。

続きまして、「議案第 7 号、農地法第 3 条第 1 項目的の買受適格証明願について」を議題とし、事務局が説明いたします。

事務局（北村）

「議案第 7 号、農地法第 3 条第 1 項目的の買受適格証明願について」説明いたします。

議案書は、23ページです。

今回の土地につきましては、別添の資料に記載のとおり、高知地方裁判所で競売に掛けられています。

この土地については、登記地目は田で、現況地目は、土地建物位置図、議案書の25ページにありますとおり「宅地部分」と「農地部分」が筆内にある状態です。

通常であれば、「宅地部分」と「農地部分」を分筆いただき、「宅地部分」は5条申請で、「農地部分」は3条申請していただくところですが、今回は「裁判所が競売にて所有権移転を行う」ため、分筆の手続きができないため、裁判所が概則した農地部分115㎡の取得に当たり、競売の参加者に農地法第3条の取得資格があるか確認が必要なため、証明願が出ております。

申請は、同じ土地について、2件出ています。

それでは、申請番号1番です。

譲受人の申請人は、議案書に記載のとおりです。

申請地も記載のとおり、川北の1筆で、登記地目が田、今回証明願いの農地面積は、裁判所が概則した約115㎡です。

所在地につきましては、24ページに地図がございます。

中之橋の北東にある農地です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

それでは、説明します。

今回の証明にあたっては、「農地法第3条の許可が出せるか」との判断となります。農地法第3条第2項各号の判断につきましては、A3の農地法第3条第1項目的の買受適格証明の調査書で説明します。

まず、全部効率利用要件につきましては、譲受人は所有している農地はありませんが、昨年7月から義父の指導を受け、農業に従事し、ナスを栽培しており、将来的には承継を目指しています。

今回の申請地では、野菜を作付けする予定がされております。

農作業に従事する家族等の状況及び農機具の保有状況等からみて、耕作すべき農地すべてを効率的に利用するものと見込まれます。

次に、農地所有適格法人要件につきましては、譲受人は個人ですので、適用ありません。

次に、信託引受除外要件につきましては、信託ではありません。

ませんので、適用ありません。

次に、農作業常時従事要件につきましては、譲受人は所有している農地はありませんが、昨年7月から義父の指導を受け、農業に従事し、ナスを栽培しており、農業に従事する予定者、年間300日が1名、年間250日が1名おります。このため、農作業を行う必要がある年間150日以上の要件を満たすと見込まれます。

次に、転貸禁止につきましては、裁判所が行う競売でありますので該当しません。

次に、地域との調和要件につきましては、申請地には野菜を栽培する予定がされており、地域の防除基準にあった栽培管理を行うこと、また住宅に隣接した農地であるため、今後の農地の集積に支障は生じないことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

これらのことから、この申請につきましては農地法第3条第2項の各号には該当しないため、「許可要件のすべてを満たしている」と考えます。

なお、現地につきましては、2月13日に西岡秀輝委員、中平秀一委員に確認していただきました。

次に、申請番号2番です。

譲受人の申請人は、議案書に記載のとおりです。

申請地も記載のとおり、川北の1筆、先ほどの対象地と同じになりますが、登記地目が田、今回証明願いの農地面積は、裁判所が概則した約115㎡です。

所在地につきましては、24ページに地図がございます。

中之橋の北東にある農地です。

現地確認の写真は、先ほどの申請番号1番と同じですので、省略します。

それでは、農地法第3条第2項各号の判断につきましては、A3の農地法第3条第1項目的の買受適格証明の調査書で説明します。

まず、全部効率利用要件につきましては、譲受人は高岡郡佐川町に農地を保有しており、水稻と野菜を栽培しています。

今回の申請地では、野菜を作付けする予定がされております。

なお、今回の申請は、移住を目的とするとのこと。

農作業に従事する家族等の状況及び農機具の保有状況等

からみて、耕作すべき農地すべてを効率的に利用するものと見込まれます。

次に、農地所有適格法人要件につきましては、譲受人は個人ですので、適用ありません。

次に、信託引受除外要件につきましては、信託ではありませんので、適用ありません。

次に、農作業常時従事要件につきましては、譲受人は佐川町にて水稻と野菜を栽培しており、農業に従事する予定者、年間200日が1名、年間100日が1名おります。このため、農作業を行う必要がある年間150日以上の要件を満たすと見込まれます。

次に、転貸禁止につきましては、裁判所が行う競売でありますので該当しません。

次に、地域との調和要件につきましては、申請地には野菜を栽培する予定がされており、地域の防除基準にあった栽培管理を行うこと、また住宅に隣接した農地であるため、今後の農地の集積に支障は生じないことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

これらのことから、この申請につきましては農地法第3条第2項の各号には該当しないため、「許可要件のすべてを満たしている」と考えます。

今回、2名の方から証明の申請が出されていますが、今回の証明は裁判所が行う競売への参加の資格要件となっているもので、この審査において優劣を付けるものではないことを申し添えます。

なお、今回の申請者が申請地の落札者となり、当該農地法第3条許可申請が提出された場合、今回証明願に添付された耕作計画と許可申請の計画が一致している時は、農地法第3条第2項各号の条件を今回の審査で確認していますので、農地法第3条の許可することができると考えます。

その旨も、申請の認定に合わせて、お諮りいただきますようお願いします。

説明は、以上です。

議長

4番西岡秀輝委員

現地確認委員の報告を、西岡秀輝委員、お願いします。

申請番号1番と2番です。現地を確認してきました。先ほどの説明のとおりです。

議長

それでは、審議をお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長

別にないようですので、採決をいたします。

「議案第7号、農地法第3条第1項目的の買受適格証明願について」は申請どおり認定し、競売物件の落札後に申請される農地法第3条申請が本証明願の計画である場合、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長

全員賛成です。

よって、「議案第7号、農地法第3条第1項目的の買受適格証明願について」は申請どおり認定し、競売物件の落札後に申請される農地法第3条申請が本証明願の計画である場合、許可することに決定しました。

続きまして、「議案第8号、非農地証明願について」を議題とし、事務局が説明いたします。

事務局（弘井）

「議案第8号、非農地証明願について」を説明いたします。

議案書は、26ページです。

今回は、3件の申請がでております。

それでは、申請番号1番。

申請人、申請地は議案書記載のとおりで、登記簿地目は畑、面積は16㎡となっております。

所在地の地図は、27ページに掲載しております。

井ノ口・一ノ宮の岩谷川沿いにある土地で、現在は墓地として利用されています。

現地の写真をお配りいたしますので、ご確認ください。

現地は、昭和34年頃から墓地として使用され、令和4年に納骨堂を建立し現在に至ります。現地の状況及び市税務課の発行する証明書類を確認し、安芸市の非農地証明書発行基準である15年以上を経過しており、非農地の証明が可能であると判断いたします。

次に、申請番号2番。

申請人、申請地は議案書記載のとおりで、登記簿地目は畑、面積は656㎡となっております。

所在地の地図は、27ページに掲載しております。

井ノ口・一ノ宮集落にある土地で、現在住宅用地として利用されています。

現地の写真をお配りいたしますので、ご確認ください。

現地については、3筆あります。そのうち、甲2313-1及び2313-2は、昭和9年から昭和21年に建築された住宅の敷

地となっています。甲2311-1は、住宅建築当時から一体利用地、住宅の庭部分として使用され現在に至ります。市税務課の発行する証明書類により、平成21年度より課税地目が農地でないことを確認しており、安芸市の非農地証明書発行基準であるおおむね15年以上を経過しており、非農地の証明が可能であると判断いたします。

現地につきましては、申請番号1、2とも2月13日に大久保暢夫委員、小松昌平委員、西岡大作委員に確認していただきました。

続きまして、申請番号3番。

申請人、申請地は議案書記載のとおりで、登記簿地目は畑、面積は56㎡となっております。

所在地の地図は、28ページに掲載しております。

津久茂町にある土地で、現在は宅地として利用されています。

現地の写真をお配りいたしますので、ご確認ください。

現地は、昭和59年頃に住宅を建築し、現在に至ります。現地の状況及び名寄帳を確認し、安芸市の非農地証明書発行基準である15年以上を経過していて、非農地の証明が可能であると判断いたします。

説明は、以上です。

議 長

現地確認委員の報告を、申請番号1番及び2番は大久保暢夫委員、申請番号3番は川島一義委員、お願いします。

2番大久保委員

申請番号1番と2番です。13日に確認をしてきました。先ほどの説明のとおりです。

5番川島委員

3番です。現地を確認してきました。先ほどの説明のとおりです。

議 長

審議をお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長

別にないようですので、採決いたします。

「議案第8号、非農地証明願について」は、申請どおり認定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長

全員賛成です。

よって、「議案第8号、非農地証明願について」は、申請どおり認定することに決定いたしました。

議 長

以上で、議案審議は終了いたしました。

それでは、「その他」の件について、事務局から説明いたします。

事務局（北村）

私からは、4点のお知らせがあります。

まず、1点目です。

令和6年3月の定例会の予定をお知らせします。

「3月の定例会の予定」は、3月26日（火）の予定です。
よろしくお願いします。

次に、2点目です。

本日、机の上に、アンケート用紙の案を配らせていただいています。

「地域計画」策定に向けたアンケート調査についてです。
地域計画については、以前にも説明させていただきましたが、今後5年後、10年後の農地利用の姿を想定した計画と地図を作成していくこと、これを来年度末までに作成しないといけないことになっています。

その農地の意向の調査を行うアンケートです。

用紙は、A4の裏表の1枚で、「今後の農業経営の意向」を問う内容となっています。

表面では、「回答者が10年以内に離農されるのか、10年以上続けられるのか」「後継者がいらっしゃるのか」などを。裏面では、「経営の規模をどのように考えておられるか」「現状維持、規模拡大、規模縮小又は離農を考えているか」「規模拡大、規模縮小は、どのようにして、どのくらいを考えておられるのか」などを選択して、答えていただきます。

また、「農地中間管理機構の仲介の利用の意向」や、「新規就農者などへの農地の貸付などの協力」「他市町村との利用調整が生じた場合の協力」なども、あわせてお聞きする内容となっています。

対象者としては、農地台帳に登録されている方のうち、保有面積が2,000㎡以上の方を抽出し、3年前に「人・農地プラン」で回答をいただいている世帯の方を除くとともに、今回は死亡者名義の方は除く予定です。

死亡者名義の方については、調査の上、今後対応を考えていく予定です。

3月中に発送して、4月の末の締め切りを考えています。

委員の皆さまが、地元で調査について問われた際には、回答の協力の呼びかけをお願いします。

次に、3点目です。

本日配布させていただいたカラー刷りのチラシ、「相続登記の申請の義務化」についてです。

3月号の市の広報に、毎年定期的にお知らせしています、農地法第3条の所有権移転等の申請と、農地法第3条の3の相続の届出を載せています。

その相続の届出の後ろに、今年4月から「相続登記が義務化」されることもお知らせしました。

所有者が亡くなったのに不動産の相続登記がされないため、持ち主が不明となることで生じる周辺地域の環境の悪化や民間取引・公共工事の阻害といった社会問題の解決のため、これまで任意であった相続登記が義務化されます。

申請義務の履行期間は、相続の開始を知ってから3年以内で、すでに4月1日以前に発生したものも3年以内の申請義務が課されます。

正当な理由なく登記の申請を怠った場合は、10万円以下の過料を課することができるよう罰則も設けられています。

よく耳にするのは、災害などが発生し、復旧事業に必要な用地確保が相続人不明のため着手できないといった弊害があります。農地の貸借なども相続人不在であれば、手続きが難しくなります。

先ほどのアンケート調査の対象者で、個人的な見解ですが、思ったより相続の手続きがなされていない農地は見られました。この法律の施行を契機に、今後相続の手続きが進めばいいと思います。

最後に、4点目です。

定例会後に行っています「地域計画の策定に向けた、各地区の現状・課題等の意見聴取会」です。

今月は、3カ所、「川北の甲地区」と「川北の乙地区」、「伊尾木・下山地区」を予定しています。

この後、机などを動かした上で、行います。

先ほど申しあげました3つ地区の委員の皆さまは、ご参加をお願いします。

私からは、以上です。

以上で、本日の定例会の日程は全部終了いたしました。

議長

この議事録は事実と相違ないので、農業委員会会議規則第21条第2項の規定により署名する。

令和6年3月26日

安芸市農業委員会
会 長

会議録署名委員

会議録署名委員